

地方独立行政法人北海道立総合研究機構の
平成 30 年度業務の実績に関する評価結果の反映状況について

評価項目 (※1)	平成 30 年度業務に係る 評価結果における指摘事項	業務運営及び計画への反映状況
<p>研究の推進及び成果の活用</p>	<p>○知的財産の管理 研究や技術支援の成果として得られた新しい技術や重要な知見の特許等の知的財産権として出願するとともに、保有する特許権等の維持要否を調査し、活用が見込まれない特許権を整理するなどして知的財産の適切な管理を行ってきたが、失効した利用許諾料を誤徴収していたことが判明し、適正な管理が不十分であったことから「B」評価(※2)とする。</p> <p>複数年にわたり誤徴収が続き、チェック体制が整備されていなかったことは問題であった。マニュアル整備などの対応は行っているが、マニュアルどおり事務が適正に行われているかなどの点検を定期的に行うことが必要である。</p>	<p>【令和元年度実績】</p> <p>○知的財産の管理について、以下の取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 複数名による確認を行うことなどを定めた作業マニュアルに従い適正に知財の管理事務を実施した。 2 作業チェックシートによりマニュアルどおりの事務を行っていることを適宜確認した。 <p>【第3期中期計画】</p> <p>○知的財産の管理・有効活用について、以下の取組を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">研究、技術支援の成果として得られた、活用が見込まれる重要な知見・技術、優良な植物の品種については、知的財産権を取得し、保護するとともに、技術動向や企業のニーズ、外部有識者の意見などを踏まえ、維持要否に係る基準のもと、譲渡等を進め適切に管理する。</p> <p>【令和2年度計画】</p> <p>○知的財産の管理について、以下の取組を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究、技術支援の成果として得られた、活用が見込まれる重要な知見・技術、優良な植物の品種については、知的財産権を取得し、保護するとともに、技術動向や企業のニーズ、知的財産審査委員会の意見などを踏まえ、維持要否に係る基準のもと、譲渡等を進め、関係規定に基づき適切に管理する。

評価項目 (※1)	平成 30 年度業務に係る 評価結果における指摘事項	業務運営及び計画への反映状況
技術支援、連携の推進及び 広報の強化	<p>○依頼試験、設備使用等の実施 設備使用の実施件数は数値 目標をほぼ達成したものの、依 頼試験の実施件数が目標値の 9割以下(65.6%)のため、「B」 評価(※2)とする。</p> <p>下水道の公共事業に係る調 査の簡略等を減少の要因とし ているが、その減は 300 件程 度であり、この分を差し引いて も依頼試験の目標値には届い ていない。企業の多様なニーズ に対応するためのオーダーメ イド試験の提案など、目標値の 達成に向けて、取組を強化する 必要がある。</p>	<p>【令和元年度実績】</p> <p>○依頼試験、設備使用等の実施について、以下の取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ホームページに試験内容や利用料金を掲載し、技術支援制度の概要を紹介した情報発信を行った。 2 技術支援制度に関するクリアファイルを作成したほか、チラシの改訂やホームページ、パンフレット、メールマガジン等において利用者向けにPR活動を行った。 3 研修会・講習会、各試験場等の成果発表会など様々な機会を活用したPRや、連携コーディネーターや連携協定締結機関を対象とした提供設備の見学会を行うなど、依頼試験、設備使用の利用者増加に向けた取組を行った。 <p>【第3期中期計画】</p> <p>○依頼試験、設備使用等の実施について、以下の取組を行う。</p> <p>企業等の研究開発を支援するとともに、研究成果の活用促進や研究ニーズを把握する機会として、依頼試験の実施や試験設備、機器を貸与する。</p> <p>実施にあたっては、大学や研究機関、企業等の外部機関との役割分担を踏まえながら、道総研の強みを生かして企業等の多様なニーズに対応する。</p> <p>また、ホームページ等により技術支援制度の利用方法や使用できる設備などについて分かりやすく説明し、利便性の向上を図る。</p> <p>【令和2年度計画】</p> <p>○依頼試験、設備使用等の実施について、以下の取組を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 企業等からの依頼に応じて、試験、分析、測定や調査等を行う依頼試験、試験機器等の設備の使用を開放する設備使用の貸与を実施する。 2 利用者から寄せられたニーズ・意見等を把握して、利便性の向上を図るとともに、道総研の強みを生かして企業等の多様なニーズに対応する。 3 利用の増加に向けて、ホームページによる実施内容の詳しい紹介や、展示会、成果発表会、各種会合等でのPR、関係団体や市町村を訪問しての紹介など情報の発信機会の増加に取り組む。

評価項目 (※1)	平成 30 年度業務に係る 評価結果における指摘事項	業務運営及び計画への反映状況
その他業務運営	<p>○法令の遵守</p> <p>交通事故の防止や綱紀の保持など法令遵守や不正行為の防止について研修や通知を行い、意識の徹底を図っているものの、職員の自家用車での速度違反やセクシャル・ハラスメント行為の事案が発生したことから、「B」評価(※2)とする。</p> <p>職員に対して、法令遵守の意識を常に持たせることが大切であり、毎年度、同様の処分を受ける事案が発生している状況を認識し、今後も指導等を徹底していく必要がある。</p>	<p>【令和元年度実績】</p> <p>○法令の遵守について、以下の取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 階層別研修（研究部長級、研究主幹級、主査級、主任級、採用後3年目、新規採用職員）において、職員倫理、交通違反・事故の防止等に関する講義を行うとともに、本部長・場長会議をはじめとする各種会議において、交通違反・事故や非違行為の発生状況等を周知し注意喚起を図った。 2 綱紀の保持等に関して各試験場等に機会ある度に通知するなど、役職員に対して法令遵守意識の定着強化を図った。 3 道の「コンプライアンス確立月間」の取組などを参考に、発生した事案を各職場単位へ周知するとともに、本部幹部職員が非違行為等の発生した試験場等に出向いて訓示を行い、職員一人一人に、これまで以上に法令遵守に対する意識の向上が図られるよう、きめ細かく対応した。 <p>【第3期中期計画】</p> <p>○コンプライアンスの徹底について、以下の取組を行う。</p> <p>道総研に対する道民からの信頼を損なうことがないよう、役員及び職員に対する研修などの機会を通じて、コンプライアンスの意識を徹底し、業務執行における中立性と公平性を確保するとともに、不正行為の防止を図る。</p> <p>【令和2年度計画】</p> <p>○コンプライアンスの徹底について、以下の取組を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研修や会議等の場を効果的に活用し、役職員に対して法令遵守の徹底を図るとともに、ハラスメントの未然防止等に向けた取組を推進する。 2 研究活動における不正行為の防止を図るとともに、公的研究費の適正な管理、執行を図るため、「内部監査計画」に基づき監査を計画的に実施する。

(※1) 「地方独立行政法人北海道立総合研究機構の平成 30 年度業務の実績に関する評価結果」(令和元年 8 月公表)による評価項目

(※2) B 評価：十分に実施していない(取り組んではいるが所期の成果等を得られなかったとき)